

平成 30 年 度

八代市議会議会運営委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

1. 12月定例会付託案件 1

平成 30 年 12 月 7 日（金曜日）

議会運営委員会会議録

平成30年12月7日 金曜日

午後2時25分開議

午後2時33分閉議（実時間8分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第161号・八代市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について

○本日の会議に出席した者

委員長	成松由紀夫君
副委員長	村川清則君
委員	大倉裕一君
委員	亀田英雄君
委員	谷川登君
委員	橋本幸一君
委員	古嶋津義君
委員	村山俊臣君
委員	百田隆君
委員	山本幸廣君
議長	福嶋安德君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者 君

○説明員等委員（議）員外出席者

市長公室長	東坂宰君
理事兼人事課長	白川健次君

○記録担当書記 増田智郁君 土田英雄君

（午後2時25分 開会）

○委員長（成松由紀夫君） それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

◎議案第161号・八代市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について

○委員長（成松由紀夫君） 本日の委員会に付します案件は、お手元に配付のレジュメのとおりであります。

それでは、先ほど当委員会に付託となりました議案第161号・八代市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○市長公室長（東坂 宰君） 改めまして、皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）市長公室の東坂でございます。

本日、先ほど追加提案いたしました議案のうち、今説明がございました議案第161号・八代市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正につきましては、当委員会で御審議いただく必要がございますので、よろしくお願いいたします。なお、詳細につきましては、白川人事課長から説明をさせます。

○理事兼人事課長（白川健次君） 皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）人事課の白川でございます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

追加議案であります、議案第161号の八代市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について御説明をいたします。議案書では、議案その2の5ページからになります。その6ページが、その改正文ということになりますが、説明につきましては、お配りしております右肩に議案第161号関係資料と書いております資料にもとづいて行わせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、配付しております資料をごらんください。

まず、1の改正の理由でございますが、人事院勧告に基づく特別職の国家公務員の給与改定に準じまして、市議会議員の期末手当の支給割合を改定するというものでございます。続きまして、2の改正の概要をごらんください。市議会議員の期末手当の年間支給月数の合計を現行の3.30月から3.35月へと0.05月分の引き上げを行うというものでございます。引き上げは、改正条例の第1条で平成30年度においては、この12月に支給いたします期末手当の分として行うように規定をしております。

資料の(1)平成30年度の表の改定後の欄のアンダーラインがかかっているところが、その部分になります。

また、平成31年度からは、国に準じまして、6月と12月の支給割合の差を無くし、平準化するために第2条で平成31年度に向けまして、もう一度改正を行いまして6月と12月ともに1.675月とするようにいたしております。それが、資料の(2)の平成31年度の表の改定後(平成31年度)の欄のアンダーラインがかかっている数字ということになります。そのため、施行日が、2段階に設定をされております。3の施行日をごらんください。

第1条に規定しております平成30年度の12月分の支給のための改正を公布の日からいたしまして、基準日であります12月1日から適用をいたします。また、第2条に規定をしております、平成31年度の支給分にかかる改正につきましては、平成31年4月1日からの施行といたしております。

説明につきましては、以上でございます。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長(成松由紀夫君) 以上の部分について、質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員(古嶋津義君) 2条関係ですが、改定後、平成31年度これは前期・後期じゃなくて、6月期と12月期の平均にになってしまうということですか。

○理事兼人事課長(白川健次君) そのとおりでございます。

○委員長(成松由紀夫君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(成松由紀夫君) なければ、以上で、質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

○委員(大倉裕一君) 一般質問でも出ていたんですけども、来年度の当初予算においては、16億を少なくなるということで、緊縮予算ということで本年に比較してまた10パーセントの削減という内容であったというふうに把握したところです。非常に財政からみても厳しい状況がありますので、議会には恐らく呼びかけは、呼びかけといいますか、協力依頼はきてないのかなといふふうに思うんですが、議会としてこの予算を緊縮財政のほうにですね、協力をしたいというふうな思いを持っております。

○委員長(成松由紀夫君) よろしいですか。
(委員大倉裕一君「はい」と呼ぶ)

○委員(古嶋津義君) それでは意見として申し上げますが、少し調べてまいりました。熊本国税局のですね2017年度、17年の7月から18年6月まで法人税、法人の申告所得が前年比に比べて26.1パーセント増加をしているそうであります。税額のほうも、26.5パーセントの増加ということで、2年連続で増加、過去10年間で最高ということであります。それから、個人法人事業者の事業員の給与などから天引きする源泉所得税であります、これも6.9パーセント増ということで、給与所得や配当所得などが伸び、過去10年で2番目に高かったということであります。そういうことを勘案すると条例改正に賛同してもいいのかなということでございます。

以上です。

○委員長(成松由紀夫君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(成松由紀夫君) なければ、これより採決いたします。

議案第161号・八代市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(成松由紀夫君) 挙手多数と認め、本案は、原案のとおり可決されました。

以上で、付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(成松由紀夫君) 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、本日の委員会の日程は、全て終了いたしました。これをもちまして、議会運営委員会を散会いたします。

(午後2時33分 閉会)

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

平成30年12月7日

議会運営委員会

委員長